

金庫株の解禁

新光マネジメントサービス
E-mail:shinko@gtjapan.com

金庫株の解禁を内容とする商法等の一部改正法案が成立しました。
自己株式の取得・保有について、「原則禁止」から「原則自由」へ180度の転換です。

<従来の制度>

1. 取得可能株式の制限
 - 1) 株式消却目的。
 - 2) ストック・オプション目的。
 - 3) 合併その他。
2. 保有の制限
 - 1) ストック・オプション以外の保有は原則禁止。
 - 2) 合併などで保有した場合は、遅滞なく処分が必要。

<新制度>

1. 適用対象：公開株式会社だけでなく、非公開株式会社にも適用。
2. 取得の要件
 - 1) 原則として、利益処分後の配当可能利益の範囲内。
 - 2) 定時株主総会で決議。株式譲渡制限のある非公開会社の場合は特別決議。
 - 3) 公開会社の場合は市場買付・公開買付が原則。特別決議があれば、非公開会社と同様、相対取引も可能。
3. 自己株式の処分
 - 1) 消却以外に、合併などの場合に新株発行に代えて利用も可能。
 - 2) 売却処分は、2002年3月31日までは禁止。

お見逃しなく！

1. 金庫株の解禁にともなう税制措置
 - 1) 自己株式の取得に応じた株主には、みなし配当の規定が適用されます。
法人株主には、益金不算入の利点があります。
 - 2) 上場株式の公開買付による自己株式の取得に応じた個人株主は、配当金課税でなく、株式譲渡課税となります。
非公開株式会社には、この規定の適用はなく、配当金課税となります。
2. その他のおもな改正事項
 - 1) 額面株式の制度が廃止され、無額面株式に統一。
 - 2) 会社設立時の株式1株5万円以上の発行価額の規制の廃止。
3. 今回の商法改正は、有限会社にも準用されます。
4. 今回の改正の施行日は未定ですが、10月1日が有力視されています。

* 詳細は弊社担当者、またはE-mailにてお問合せください。